

10月は不正軽油撲滅対策強化
月間です！

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油や重油などを混ぜた燃料のことです。

不正軽油の製造・運搬・販売・使用は悪質な脱税行為です。不正軽油に関す

税務課からのお知らせ

問 0493-62-2153

地域支援課からのお知らせ

問 0493-62-2152

県民手帳を販売します

県の観光情報をはじめ、各種統計データや、生活に便利な情報が満載の2027年版埼玉県民手帳を販売します。（在庫限りの販売となります）

種類 ネイビー、アイスグリーン、コバトンラベンダー

販売期間 10月16日（金）～12月11日（金） 料 各770円（税込み）

販売場所・時間

役場1階 会計課窓口
平日9時から17時まで

※県内の一部の書店・コンビニエンスストア等でも販売しています。

町民課からのお知らせ

問 0493-62-2154

《要予約》マイナンバーカード
手続きのための特別開庁

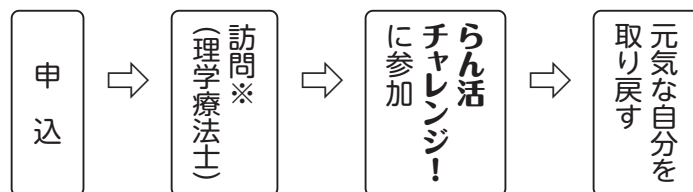
10月17日（土）9時～12時

マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います（無料）。平日の業務時間内でのご来庁が難しい方は、ぜひご利用ください。（電話予約必須） ※通常の窓口業務（住民票等証明書の発行や住民異動の手続き）はできません。

らん活チャレンジ！に参加してみませんか

「もう少し歩けるようになりたいな」「昔は色々出かけてたけど、今は減ったな」など生活の中で自分の変化を感じていませんか。らん活チャレンジ！では、理学療法士等の専門職と一緒に、運動や食事、お口の体操などを、3か月の短期集中で取り組みます。

12月開始になりますので、興味のある方は、地域包括支援センターにお問合せください。



（対象者）要支援1・2の方又は下記項目に3つ以上当てはまる方（病院・診療所などの医療機関でリハビリを受けている方、要介護認定を受けている方は対象外）

- ・椅子から立ち上るときに支えが必要
- ・この1年間に転んだことがある
- ・15分くらい続けて歩けない
- ・階段を上るのに手すりが必要
- ・転倒に対する不安が大きい



（申込先）要支援1、2の方・・・担当のケアマネへ連絡

それ以外の方・・・嵐山町地域包括支援センター

※訪問の状況により、他のサービスをご提案することもあります。



映画「ケアニン～あなたでよかった～」の上映会を開催しました

9月の世界アルツハイマー月間に合わせ、映画「ケアニン～あなたでよかった～」の上映会を開催し、盛況のうちに終わりました。チームオレンジ制作のパネル展にも多くの方にご覧いただきました。

※映画のDVDは図書館で貸し出しています。詳しくは、嵐山町立図書館（Tel 0493-62-6989）へお問い合わせください。



「オレンジカフェ」掲示板

●嵐カフェ Tel 0493-62-0718

日 時：10月5日（月） 10時～12時

場 所：嵐山町立図書館 多目的室

参加費：100円

問合せ：嵐山町地域包括支援センター

※図書館休館日のため、1階より入館ください。

介護者交流会を開催します

認知症のご家族を介護している方々の交流の場です。悩んでいること、困っていることを話しませんか。

日 時：10月27日（火） 14時～15時

場 所：ふれあい交流センター101会議室

内 容：交流会、相談等

定 員：8名程度

申込先：地域包括支援センター

Tel 0493-62-0718

年金のしくみ

国民年金はみんなで支えあうシステムで、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は国民年金への加入義務があります。年金は次の3つの柱で構成されています。

①「老齢基礎年金」

老後の暮らしを支える。

②「障害基礎年金」

病気やけがで障害が残ったとき障害の程度に応じて支給される。

③「遺族基礎年金」

一家の働き手が亡くなったとき、子のある配偶者、または子に支給される。

【基礎年金の受給】

65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を終身にわたって受け取ることができます。一定の受給要件がありますが、保険料を納めた期間が長いほど（上限は40年・480月）老後に受け取る年金額も多くなります。逆に、保険料を納めた期間が短ければ受け取る年金額も少なくなります。

ただし、受給には、大まかに次の①～⑤を合わせて10年以上になることが必要です。

- ①国民年金保険料を納めた期間
- ②国民年金保険料の免除や納付猶予、学生納付特例を受けた期間
- ③厚生年金、共済年金の加入期間

ご存知ですか？

年金請求時のマイナンバー活用

年金手続きの際にマイナンバーを記入することで、添付を省略できる書類があります。

○添付を省略できる書類

▼所得証明書

▼住民票（世帯全員分）

▼除票

老齢年金や遺族年金請求の際に、今まで必要としていた添付書類を簡素化することができます。

問 年金ダイヤル

Tel 0570-05-1165